

令和5年第5回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第129号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について (議案書4ページ)

令和5年10月3日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条による改正）

- ① 職員の給料について、令和5年4月1日に遡り、若年層に重点を置いた改定（行政職給料表の改定）を行った上で、各号給の額を0.30%引き上げる（第1条による改正の別表第1改正関係）。
- ② 職員の令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第1条による改正の第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項第1号及び第2号改正関係）。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6月期	1.200月	1.200月	0.000月
	12月期	<u>1.200月</u>	<u>1.250月</u>	0.050月
	計	2.400月	2.450月	0.050月
定年前再任用 短時間勤務職員	6月期	0.675月	0.675月	0.000月
	12月期	<u>0.675月</u>	<u>0.700月</u>	0.025月
	計	1.350月	1.375月	0.025月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6月期	1.000月	1.000月	0.000月
	12月期	<u>1.000月</u>	<u>1.050月</u>	0.050月
	計	2.000月	2.050月	0.050月
定年前再任用 短時間勤務職員	6月期	0.475月	0.475月	0.000月
	12月期	<u>0.475月</u>	<u>0.500月</u>	0.025月
	計	0.950月	0.975月	0.025月

- ③ 上記②により改定した期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、令和6年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第2条による改正の第25条第2項及び第3項並びに第

28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号改正関係)。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	1.200 月	<u>1.225 月</u>	0.025 月
	12 月期	<u>1.250 月</u>	<u>1.225 月</u>	△0.025 月
	計	2.450 月	2.450 月	0.000 月
定年前再任用 短時間勤務職 員	6 月期	0.675 月	<u>0.6875 月</u>	0.0125 月
	12 月期	<u>0.700 月</u>	<u>0.6875 月</u>	△0.0125 月
	計	1.375 月	1.375 月	0.000 月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	1.000 月	<u>1.025 月</u>	0.025 月
	12 月期	<u>1.050 月</u>	<u>1.025 月</u>	△0.025 月
	計	2.050 月	2.050 月	0.000 月
定年前再任用 短時間勤務職 員	6 月期	0.475 月	<u>0.4875 月</u>	0.0125 月
	12 月期	<u>0.500 月</u>	<u>0.4875 月</u>	△0.0125 月
	計	0.975 月	0.975 月	0.000 月

(2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正 (第 3 条による改正)

国民健康保険診療所の医師の給料について、令和 5 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に医療職給料表の改定を行う (別表第 1 改正関係)。

(3) 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第 4 条及び第 5 条による改正)

① 特定任期付職員の給料について、令和 5 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に給料表の改定を行う (第 4 条による改正の第 7 条第 1 項の表改正関係)。

② 特定任期付職員の令和 5 年 12 月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる (第 4 条による改正の第 8 条第 2 項改正関係)。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6 月期	1.650 月	1.650 月	0.000 月
12 月期	<u>1.650 月</u>	<u>1.750 月</u>	0.100 月
計	3.300 月	3.400 月	0.100 月

③ 上記②により改定した期末手当について、次の表のとおり、令和 6 年度から 6 月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定す

る（第5条による改正の第8条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
6月期	1.650月	<u>1.700月</u>	0.050月
12月期	<u>1.750月</u>	<u>1.700月</u>	△0.050月
計	3.400月	3.400月	0.000月

(4) 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条及び第7条による改正）

- ① 市議会議員の令和5年12月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第6条による改正の第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
6月期	1.650月	1.650月	0.000月
12月期	<u>1.650月</u>	<u>1.750月</u>	0.100月
計	3.300月	3.400月	0.100月

- ② 上記①により改定した期末手当について、次の表のとおり、令和6年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第7条による改正の第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
6月期	1.650月	<u>1.700月</u>	0.050月
12月期	<u>1.750月</u>	<u>1.700月</u>	△0.050月
計	3.400月	3.400月	0.000月

(5) 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第8条及び第9条による改正）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記（4）の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う（第8条による改正の第7条改正関係及び第9条による改正の第7条改正関係）。

(6) 施行期日

- ① 上記（1）①②、（2）、（3）①②、（4）①
及び（5）のうち第8条による改正関係 公布の日
- ② 上記（1）③、（3）③、（4）②
及び（5）のうち第9条による改正関係 令和6年4月1日
(担当課：総務課)

議案第 130 号

佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

大島航路事業職員の受ける給与の種類に「退職手当」を追加しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 退職手当の支給に係る規定の整備

大島航路事業職員の受ける給与の種類に「退職手当」が規定されていないため、当該給与の種類の規定に「退職手当」を追加する(第2条改正関係)。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 131 号

佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

(議案書 15 ページ)

定年延長に伴い、給料月額7割水準措置の適用を受けた後に退職した者で、基礎在職期間中に降任等を理由に給料月額を減額されたことがあるものに係る退職手当の基本額の算定の特例の適用について、新たに経過措置の規定を整備しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) ピーク時特例の再整備

令和5年度からの定年延長に伴い、当分の間、退職手当の基本額は、現行の60歳定年退職より不利にならないよう、「7割水準前の給料月額・勤続年数」と「7割水準後の給料月額・勤続年数」に分けて算定する「ピーク時特例」の規定の整備を令和4年度に行った。

しかしながら、降任等を理由に給料月額を減額されたことがある者については、そのピーク時特例の算定に一部反映されない部分が生じるため、不利益が生じないよう、従前の「7割水準前の給料月額・勤続年数」と「7割水準後の給料月額・勤続年数」に、新たに「降任等の理由による減額前の給料月額・勤続年数」に分けて算定するピーク時特例の再整備を行う(改正後の附則第16項から第18項まで追加関係)。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：総務課)

議案第 132 号

佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について (議案書 17 ページ)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正に伴い、他の地方公共団体等から派遣される職員に対して支給する手当について、緊急事態宣言前の派遣でも支給の対象となるなど、対象範囲が拡大され、その名称が変更されるとともに、根拠規定の「条ずれ」が生じたため、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 手当の名称及び根拠規定の変更

手当の名称及び根拠規定を次のとおり改める（第 1 条改正関係）。

	手当の名称	根拠規定（特措法）
改正前	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	第 44 条
改正後	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	第 26 条の 8

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 133 号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について (議案書 18 ページ)

光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う所要の改正をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う改正

ア 宇目・蒲江（屋形島・深島）地域

① 現在施工中の「情報NW（宇目エリアほか）光化整備工事」により、令和 6 年 4 月 1 日から、宇目・蒲江（屋形島・深島）エリアを対象とした光ケーブルネットワーク施設が整備されることとなる。

これに伴い、光ケーブルネットワーク施設において市民情報サービスを行う対象区域及び放送サブセンターの名称等を次の表のとおり追加する（第 1 条による改正の別表第 2 及び別表第 5 改正関係）。

市民情報サービス対象区域	放送サブセンター		
	区分	名称	位置
宇目地域 (加入予定者数 1,242 件)	既設	宇目光ケーブル サブセンター	佐伯市宇目大字 千束2892番地 1
蒲江（屋形島・深島）地域 (加入予定者数 20 件)	新設	蒲江光ケーブル サブセンター	佐伯市蒲江大字 蒲江浦373番地 1

② 上記①の改正により、宇目・蒲江（屋形島・深島）地域においては、令和 6 年 4 月 1 日から光ケーブルにより情報が提供されることとなり、原則として同軸ケーブルは不要となる。

しかし、光ケーブルによる情報の提供を受けるためには、個別に加入者宅への引込工事が必要となることから、一定の移行期間を設ける必要

がある。

以上により、その移行期間を1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）として令和7年3月31日をもって宇目・蒲江（屋形島・深島）地域における同軸ケーブルによる情報の提供を終了することとし、同軸ケーブル等ネットワーク施設の放送サブセンターを廃止する（第2条による改正の別表第1及び別表第4削除関係）。

イ 蒲江（屋形島・深島以外）地域

- ① 蒲江（屋形島・深島以外）地域において、今年度、（株）ケーブルテレビ佐伯により光ケーブルが整備され、令和7年4月1日から民営化される。

これに伴い、令和6年4月1日から光ケーブルネットワーク施設において市民情報サービスを行う対象区域に当該地域を追加し、移行期間を1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）として同軸ケーブル等ネットワーク施設及び光ケーブルネットワーク施設のそれぞれの施設において市民情報サービスを行うこととする（第1条による改正の別表第5改正関係）。

- ② 上記①の移行期間終了日の令和7年3月31日をもって同軸ケーブル及び光ケーブルによる情報の提供を終了することとし、同軸ケーブル等ネットワーク施設の放送サブセンターを廃止する（第2条による改正の別表第1、別表第4及び別表第5削除関係）。

(2) 使用料の特例

光ケーブルネットワーク施設の整備後1年間は移行期間として位置付けていることから、その間に限り、月額1,430円である使用料を月額730円とする（附則第2項関係）。

(3) 同軸ケーブル等ネットワーク施設の廃止に伴う改正

現在施工中の宇目・蒲江地域における光化整備工事の終了をもって、市内全域の光化整備が終了することとなる。

これに伴い、上記（1）に記載の移行期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）終了後に不要となる同軸ケーブル等ネットワーク施設に係る規定を削除する（第2条による改正関係）。

(4) 施行期日

- ① 上記（1）ア①及びイ①並びに（2） 令和6年4月1日

- ② 上記（1）ア②及びイ②並びに（3） 令和7年4月1日

（担当課：情報推進課）

議案第 134 号

佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例の制定について

(議案書 20 ページ)

令和 6 年度から、「大島航路事業」に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしようとするものである。

平成 27 年に、総務大臣から各地方公共団体の長に対し、公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間で公営企業会計に移行するよう要請があった。

本市では、この要請に基づき、重点事業とされていた「簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」を公営企業会計に移行したところであるが、その更なる推進として、平成 31 年に、平成 31 年度（令和元年度）から令和 5 年度までの 5 年間で公営企業会計に移行するよう再度の要請があった。

この要請に基づき、「大島航路事業」を公営企業会計に移行するため、新たに条例の制定等を行おうとするものである。

< 条例の主な内容 >

(1) 大島航路事業の設置、法の財務規定等の適用及び経営の基本（第 1 条から第 3 条まで関係）

地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する「大島航路事業」を設置し、同法に規定する経営の基本原則を定める。

(2) 重要な資産の取得及び処分（第 4 条関係）

地方公営企業法における資産の取得、管理及び処分に係る規定に関し、予算で定める重要な資産の取得及び処分については、政令で定める基準に従い条例で定める必要があることから、当該政令で定める基準と同様の資産の種類と金額を次の表のとおり定める。

種類	金額
不動産・動産の買入れ・譲渡（不動産の信託を除き、土地は 1 件 5,000 m ² 以上）又は不動産の信託の受益権の買入れ・譲渡	予定価格（適正な対価を得て する売払い以外の方法による 譲渡は、その適正な見積価 額）が 2,000 万円以上

(3) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第 5 条関係）

地方公営企業法における職員の賠償責任に係る規定に関し、職員の与えた損害が、避けることのできない事故ややむを得ない事情によるものであると市長が認める場合の賠償責任の免除について、議会の同意を要するものは、条例で定める必要があることから、当該同意を要するものを、「賠償額が 10 万円を超える場合」に定める。

(4) 会計事務の処理（第 6 条関係）

地方公営企業法における財務規定等が適用される場合の管理者の権限に係る規定に関し、財務規定等を適用する事業の会計事務を会計管理者に行わせる場合は、条例で定める必要があることから、現行と同様、次に掲げる事務を会計管理者に行わせる旨を定める。

- ア 公金の収納及び支払に関する事務
- イ 公金の保管に関する事務

(5) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第7条関係）

地方公営企業法における地方自治法の適用除外に関する規定に関し、「地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領」及び「法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定」について、議会の議決を要するものは、条例で定める必要があることから、当該議決を要するものを、次のとおり定める。

- ア 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 2,000 万円以上のもの
- イ 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 150 万円を超えるもの

(6) 業務状況説明書類の作成（第8条関係）

地方公営企業法における業務の状況の公表の規定に関し、公表する地方公営企業の業務の状況を説明する書類の作成については、条例で定める必要があることから、当該書類の作成について、次のとおり定める。

- ア 4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類
【作成期限】11月30日まで
【作成内容】事業の概況、経理の状況、前事業年度の決算の状況など
- イ 10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類
【作成期限】5月31日まで
【作成内容】事業の概況、経理の状況、予算の概要、事業の経営方針など

(7) 佐伯市特別会計条例の一部改正（附則第2項による改正）

「大島航路事業」の公営企業会計への移行に伴い、「大島航路事業特別会計」を廃止する（第1条改正関係）。

(8) 佐伯市大島航路事業条例の一部改正（附則第5項による改正）

「佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例」の制定に伴い、規定の整備として、「佐伯市大島航路事業条例」の題名を「佐伯市大島航路条例」に改める（題名改正関係）。

(9) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：地域振興課)

議案第135号

**佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例の制定について
(議案書23ページ)**

議案第134号と同様に、令和6年度から、「蒲江・深島航路事業」に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしようとするものである。

<条例の主な内容>

(1) 蒲江・深島航路事業の設置等（本則関係）

議案第134号と同様の規定を定める。

(2) 佐伯市特別会計条例の一部改正（附則第2項による改正）

「蒲江・深島航路事業」の公営企業会計への移行に伴い、「蒲江・深島航路事業特別会計」を廃止する（第1条改正関係）。

(3) 佐伯市蒲江・深島航路事業条例の一部改正（附則第5項による改正）

「佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例」の制定に伴い、規定の整備として、「佐伯市蒲江・深島航路事業条例」の題名を「佐伯市蒲江・深島航路条例」に改める（題名改正関係）。

(4) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：地域振興課)

議案第136号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について

(議案書26ページ)

新たな地域コミュニティ組織づくりを進めている5地域（大入島・下堅田・木立・上浦・本匠）の公民館を令和6年4月からコミュニティセンターに移行しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) コミュニティセンターの名称及び位置並びに使用料の規定の追加

次に掲げる5地域コミュニティセンター及び1分館の名称及び位置並びに使用料の規定を追加する（別表第1及び別表第2改正関係）。

名称	
佐伯市大入島地域コミュニティセンター	
佐伯市下堅田地域コミュニティセンター	
佐伯市木立地域コミュニティセンター	
佐伯市上浦地域コミュニティセンター	
佐伯市本匠地域コミュニティセンター	
西分館	

※ なお、「佐伯市大入島地域コミュニティセンター」は、大入島地区公民館との併用施設である大入島開発総合センター（マリンハウス「海人夏館」）の宿泊施設以外の施設を移行する。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第137号

佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の制定について

(議案書29ページ)

議案第134号と同様に、令和6年度から、「地方卸売市場事業」に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしようとするものである。

<条例の主な内容>

(1) 地方卸売市場事業の設置等（本則関係）

議案第134号と同様の規定を定める。

(2) **佐伯市特別会計条例の一部改正（附則第2項による改正）**

「地方卸売市場事業」の公営企業会計への移行に伴い、「地方卸売市場事業特別会計」を廃止する（第1条改正関係）。

(3) **佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正（附則第5項による改正）**

「佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例」の制定に伴い、地方卸売市場事業特別会計の財源の調整を図るための基金について定めている「佐伯市地方卸売市場事業特別会計財政調整基金条例」を廃止する（本則第84号追加関係）。

(4) **施行期日**

令和6年4月1日

（担当課：水産課）

議案第138号

佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について （議案書32ページ）

議案第134号と同様に、令和6年度から、「農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業」に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、当該各事業に係る特別会計を廃止するほか、関係条例の整備をしようとするものである。

なお、「農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業」については、議案第134号の概要に記載の平成31年の総務大臣からの要請における重点事業である。

<主な改正の内容>

(1) **佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（本則による改正）**

ア 地方公営企業法に規定する財務規定等を適用させる下水道事業の定義に、「農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業」を加える（第1条改正関係）。

イ 地方公営企業法に規定する財務規定等を適用させる「農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業」の処理区域を新たに加える（第3条第2項改正関係）。

(2) **佐伯市特別会計条例の一部改正（附則第2項による改正）**

上記(1)の改正に伴い、「農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、小規模集合排水処理事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計」を廃止する（第1条改正関係）。

(3) **佐伯市農業集落排水事業地方償還基金条例の一部改正（附則第5項による改正）**

上記(1)の改正に伴い、基金の運用から生ずる収益の計上先を「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」から「下水道事業会計予算」に変更する（第4条改正関係）。

(4) 佐伯市漁業集落排水事業地方債償還基金条例の一部改正（附則第6項による改正）

上記（3）と同様に、上記（1）の改正に伴い、基金の運用から生ずる収益の計上先を「漁業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」から「下水道事業会計予算」に変更する（第4条改正関係）。

(5) 佐伯市生活排水処理事業地方債償還基金条例の一部改正（附則第7項による改正）

上記（3）と同様に、上記（1）の改正に伴い、基金の運用から生ずる収益の計上先を「生活排水処理事業特別会計歳入歳出予算」から「下水道事業会計予算」に変更する（第4条改正関係）。

(6) 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正（附則第8項による改正）

上記（1）の改正に伴い、生活排水処理事業特別会計の財源の調整を図るための基金について定めている「佐伯市生活排水処理事業財政調整基金条例」を廃止する（本則第85号追加関係）。

(7) 施行期日

令和6年4月1日

（担当課：営業課）

議案第139号

**佐伯市道の駅やよいの指定管理者の指定について
（議案書34ページ）**

佐伯市道の駅やよいの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第140号

**佐伯市道の駅宇目の指定管理者の指定について
（議案書35ページ）**

佐伯市道の駅宇目の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第141号

**佐伯市道の駅かまへの指定管理者の指定について
（議案書36ページ）**

佐伯市道の駅かまへの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 142 号

工事委託契約の変更について（日豊本線平野踏切道拡幅工事） （議案書 37 ページ）

日豊本線佐伯駅構内 197 k 615m 付近平野踏切道拡幅工事（令和 3 年第 7 回（12 月）市議会定例会において、その委託契約の締結について議決済み）において、酷暑期の軌道近接掘削作業に伴う軌道監視、大型仮設材搬入のための進入路整備等に必要な経費を追加することに伴い、工事委託契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

（1） 契約の相手方

福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二

（2） 契約変更事項

契約金額
変更前 214,110,000 円
変更後 236,976,000 円（22,866,000 円の増額）

【その他参考事項】

（1） 工事の主な変更内容

- ① 函渠工・道路整備 酷暑期の軌道近接掘削作業に伴う軌道監視の追加
- ② 函渠工・道路整備 大型仮設材搬入のための進入路整備の追加

（2） 工事内容の変更理由

- ① 本工事の工程において、軌道に近接した箇所の掘削作業を酷暑期に行うこととなったため、偏土圧や熱膨張の影響による軌道変状が生じるリスクが高くなり、酷暑期間中、軌道の監視及び補修対応要員を常時配置する必要が生じた。
- ② 鋼矢板等の仮設材を国道 217 号から搬入する際、現踏切内の道路が狭小で大型トレーラーの進入が困難であり、その進入路整備が新たに必要となった。

（3） 工事費及びその財源内訳の変更

（単位：円）

区分	工事委託費	財源内訳			
		合併特例債	過疎対策事業債	緊急防災・減災事業債	一般財源
変更前	214,110,000	2,000,000	211,800,000	0	310,000
変更後	236,976,000	64,000	0	236,800,000	112,000
増減額	22,866,000	△1,936,000	△211,800,000	236,800,000	△198,000

（担当課：建設総務課）

議案第 143 号

第 2 次佐伯市都市計画マスタープランの策定について

(議案書 41 ページ)

第 2 次佐伯市都市計画マスタープランの策定について、地方自治法第 96 条第 2 項及び佐伯市議会基本条例第 11 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 計画策定の目的と背景

佐伯市都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念や将来都市像、地域ごとのあるべき姿、そのための方針等を定める計画である。

現計画は、平成 25 年に策定されているが、近年、全国的に少子高齢化が進行する中で本格的な人口減少社会を迎えており、それに伴う税収の減少、財政規模の縮小、生活利便施設や公共交通の縮小、地域コミュニティ機能の低下など、将来の住民の生活に様々な悪影響を及ぼすことが懸念されていることから、こうした時代潮流や社会情勢など本市を取り巻く環境の変化に対応していくため、第 2 次佐伯市都市計画マスタープランを策定するものである。

(2) 計画の対象範囲と目標年次

本計画においては、都市全体の将来像を見据えることが重要であるため、市全域を対象範囲とし、目標年次は、20 年後の令和 25 年とする。ただし、中間年次である令和 15 年を基本に見直しを行うこととする。

(3) 将来の都市像と都市構造

本計画は、「さいきオーガニックシティ」を実現するための都市構造・土地利用・基盤整備に関する方針を示すものであることから、本市の最上位計画である第 2 次佐伯市総合計画に掲げる「地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり」を将来都市像として設定する。

また、本市では、中心となる市街地地域の都市拠点（3 か所）と周辺部地域の生活利便を維持する地域生活拠点（8 か所）を設定し、これらを公共交通ネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を定めることにより、市街地と周辺部の魅力や特徴を相互に享受しながら、市全体の魅力向上を目指すとともに、将来にわたって各拠点とその周囲の暮らしやすさが維持されるまちづくりを推進していく。

(4) 計画の推進方策

本計画の実現に向けては、計画に掲げる施策や取組を着実に実行することが必要であるため、短期・中期・長期における取組方針とそのための重点施策を設定するほか、PDCA サイクルに基づく進捗管理を毎年・5 年ごと・計画見直し（10 年ごと）の 3 つの段階で行うことにより、様々な変化に対応した持続可能なまちを目指していく。

(担当課：都市計画課)

議案第 144 号

特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

(議案書 42 ページ)

特定公共賃貸住宅の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 145 号

工事請負契約の変更について（令和 5 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

（議案書 43 ページ）

令和 5 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事（令和 5 年第 4 回（9 月）市議会定例会において、その請負契約の締結について議決済み）において、事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、作れい工及び覆砂工を追加施工することに伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

（1） 契約の相手方

佐伯市 9029 番地 1
丸和・南九特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社丸和土木
代表取締役 渡辺 隆次

（2） 契約変更事項

契約金額
変更前 198,568,568 円
変更後 220,000,000 円（21,431,432 円の増額）

【その他参考事項】

（1） 工事の主な変更内容

作れい工（L=104m V=10,224 m³）の延長
覆砂工（L=20m V=10,224 m³）の延長

（2） 工事内容の変更理由

事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、作れい工及び覆砂工を延長する必要がある。

（3） 工事費及びその財源内訳の変更

（単位：円）

区分	工事費	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	その他 特定財源	公共事業 等債	一般財源
変更前	198,568,568	99,284,000	79,427,000	992,000	10,100,000	8,765,568
変更後	220,000,000	110,000,000	88,000,000	1,100,000	13,000,000	7,900,000
増減額	21,431,432	10,716,000	8,573,000	108,000	2,900,000	△865,568

（担当課：水産課）

議案第 146 号

大分市と佐伯市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する協議について

(議案書 46 ページ)

大分市と県内 8 市町（本市、別府市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、国東市及び日出町）が共同で、公共下水道事業から生じる脱水汚泥を固形燃料化する事業を実施するため、当該事業に係る事務を大分市に委託することに関し、同市と協議の上、規約を定めようとするものである。

<規約の主な内容>

(1) 目的

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、大分市と本市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定める（第 1 条関係）。

(2) 委託事務の範囲

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務の管理及び執行を大分市に委託する（第 2 条関係）。

(3) 管理及び執行の方法

委託事務の管理及び執行については、大分市の条例等の定めるところにより行う（第 3 条関係）。

(4) 経費の負担

委託事務の管理及び執行に要する経費は、本市の負担とする（第 4 条関係）。

(5) 予算の執行

委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大分市の公共下水道事業会計予算において計上する（第 5 条関係）。

(6) 収入の帰属

委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て大分市の収入とする（第 6 条関係）。

(7) 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

(担当課：下水道課)

議案第 147 号

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 48 ページ)

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」をいう。）」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」という。）」の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律等の改正に伴う引用条項等の整理

ア 基準府令において引用している認定こども園法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 15 条第 1 項第 2 号改正関係）。

イ 基準府令の一部改正により、特別利用教育の基準を定める規定における読替規定の整理がなされたことに伴い、改正後の基準府令と同様の規定に改める（第 36 条第 3 項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 148 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

(議案書 49 ページ)

地方税法等の一部改正に伴い、出産予定の又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額しようとするものである。

当該減額については、政令で定める基準に従い市町村の条例で定めることとされているため、当該政令で定める基準に従い当該減額に係る規定を条例で定めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額

出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）の所得割額及び被保険者均等割額を次のとおり減額する（第 23 条第 3 項追加関係）。

ア 所得割額の減額（第 1 号、第 3 号及び第 5 号関係）

出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額のそれぞれ 12 分の 1 の額に、産前産後期間の月数（単胎妊娠の場合は 4 月、多胎妊娠の場合は 6 月）を乗じて得た額を減額する。

イ 被保険者均等割額の減額（第 2 号、第 4 号及び第 6 号関係）

上記アの所得割額と同様に、出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の被保険者均等割額を次のとおり減額する。

基礎課税額の被保険者均等割額（第2号関係）

世帯の区分	妊娠区分	改正前	改正後	差額 (減額する額)
7割軽減世帯	単胎妊娠	7,800円	5,200円	△2,600円
	多胎妊娠		3,900円	△3,900円
5割軽減世帯	単胎妊娠	13,000円	8,666円	△4,334円
	多胎妊娠		6,500円	△6,500円
2割軽減世帯	単胎妊娠	20,800円	13,866円	△6,934円
	多胎妊娠		10,400円	△10,400円
上記以外の世帯	単胎妊娠	26,000円	17,333円	△8,667円
	多胎妊娠		13,000円	△13,000円

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第4号関係）

世帯の区分	妊娠区分	改正前	改正後	差額 (減額する額)
7割軽減世帯	単胎妊娠	1,980円	1,320円	△660円
	多胎妊娠		990円	△990円
5割軽減世帯	単胎妊娠	3,300円	2,200円	△1,100円
	多胎妊娠		1,650円	△1,650円
2割軽減世帯	単胎妊娠	5,280円	3,520円	△1,760円
	多胎妊娠		2,640円	△2,640円
上記以外の世帯	単胎妊娠	6,600円	4,400円	△2,200円
	多胎妊娠		3,300円	△3,300円

介護納付金課税額の被保険者均等割額（第6号関係）

世帯の区分	妊娠区分	改正前	改正後	差額 (減額する額)
7割軽減世帯	単胎妊娠	2,370円	1,580円	△790円
	多胎妊娠		1,185円	△1,185円
5割軽減世帯	単胎妊娠	3,950円	2,633円	△1,317円
	多胎妊娠		1,975円	△1,975円
2割軽減世帯	単胎妊娠	6,320円	4,213円	△2,107円
	多胎妊娠		3,160円	△3,160円
上記以外の世帯	単胎妊娠	7,900円	5,266円	△2,634円
	多胎妊娠		3,950円	△3,950円

【7割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額（※）を超えない世帯

【5割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額に被保険者等1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯

【2割軽減世帯】総所得金額及び山林所得金額の合算額が基本額に被保険者等1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯

（※）【基本額】43万円＋（（給与所得者等の数－1）×10万円）

(2) 施行期日

令和6年1月1日

(担当課：保険年金課)

議案第 149 号

佐伯市公民館条例の一部改正について

(議案書 52 ページ)

5 地域（大入島・下堅田・木立・上浦・本匠）の公民館を、現行の社会教育施設としての機能に加え、地域コミュニティの活動拠点施設としての機能を備えたコミュニティセンターとすることに伴い、当該5地域の公民館を廃止しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

<主な改正の内容>

(1) 公民館の名称及び位置並びに使用料の規定の削除

次に掲げる6地区公民館の名称及び位置並びに使用料の規定を削除する(別表第1及び別表第2改正関係)。

名称
佐伯市大入島地区公民館
佐伯市下堅田地区公民館
佐伯市木立地区公民館
佐伯市上浦地区公民館
佐伯市本匠地区公民館
佐伯市本匠西地区公民館

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：社会教育課)

議案第 150 号

佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正について

(議案書 53 ページ)

大入島開発総合センター(マリンハウス「海人夏館」)について、宿泊施設以外の施設を新たに設置する大入島地域コミュニティセンターに移行しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 条例名及び設置目的の変更

大入島開発総合センター(マリンハウス「海人夏館」)をコミュニティセンターと宿泊施設に区分し、当該宿泊施設として設置及び管理を行うため、次のとおり条例名及び設置目的を改める(題名及び第1条改正関係)。

	改正前	改正後
条例名	佐伯市大入島開発総合センター条例	佐伯市マリンハウス海人夏館条例
設置目的	大入島地区の <u>産業の振興</u> 及び住民福祉の増進を図り、併せて社会教育の推進に資する	大入島地区の <u>活性化</u> 及び住民福祉の増進を図り、併せて社会教育の推進に資する

(2) 運営委員会の廃止

大入島開発総合センター(マリンハウス「海人夏館」)をコミュニティセンターと宿泊施設に区分し、当該宿泊施設として設置及び管理を行うため、「佐伯市大入島開発総合センター運営委員会」を廃止する(第14条から第19条まで削除関係)。

(3) 使用料の規定の整備

大入島開発総合センター(マリンハウス「海人夏館」)の宿泊施設以外の施設を新たに設置する大入島地域コミュニティセンターに移行するため、当該移行する施設に係る使用料の規定を削除するとともに、宿泊施設としての「マリンハウス海人夏館」の使用料を次のとおり定める(別表改正関係)。

区分		使用料
和室(1人1泊)	大人	3,000円
	小中学生	1,500円
	未就学児(3歳以上)	1,000円
個室宿泊棟(1人1泊)	大人	3,500円
	小中学生	2,500円
	未就学児(3歳以上)	1,500円

(4) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：社会教育課)

議案第 151 号

佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について

(議案書 55 ページ)

本市が設置する体育施設のうち、市内の同種の体育施設と比較して使用料が低額である体育施設について、使用料の均衡を図るため、使用料の改定をしようとするもの

である。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市スポーツ公園条例の改正（第1条による改正）

(1時間当たり)

区分		改定前		改定後		増加額
弥生スポーツ公園（武道館）	使用料	210円		全面	430円	220円
				片面	210円	0円
	照明加算額	430円		全灯	430円	0円
				半灯	210円	△220円
直川スポーツ公園（柔剣道場）	使用料	柔道場	210円	全面	430円	10円
		剣道場	210円			
		柔道場	210円	片面	210円	0円
		剣道場	210円			
	照明加算額	柔道場	210円	全灯	430円	10円
		剣道場	210円			
		柔道場	210円	半灯	210円	0円
		剣道場	210円			
米水津スポーツ公園（武道場）	使用料	210円		全面	430円	220円
				片面	210円	0円
	照明加算額	210円		全灯	430円	220円
				半灯	210円	0円

(2) 佐伯市体育館条例の改正（第2条による改正）

(1時間当たり)

区分		改定前	改定後	増加額
尺間地区体育館（体育室）	照明加算額	210円	320円	110円
上切畑地区体育館（体育室）	照明加算額	210円	320円	110円

(3) 佐伯市B&G海洋センター条例の改正（第3条による改正）

(1時間当たり)

区分		改定前	改定後		増加額
B & G 海洋センター（メイン体育館）	使用料	100円	全面	430円	330円
			片面	210円	110円
	照明加算額	100円	全灯	650円	550円
			半灯	320円	220円
B & G 海洋センター（サブ体育館（武道場））	使用料	100円	全面	430円	330円
			片面	210円	110円
	照明加算額	100円	全灯	430円	330円
			半灯	210円	110円

(4) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：体育保健課)

議案第 152 号

佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

(議案書 58 ページ)

大分県が施工する国道 388 号道路改良工事に伴い、楠本グラウンドの一部が当該国道の一部にかかるため、地区との協議の上、現在利用がほとんどない当該グラウンドの夜間照明施設を廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 楠本グラウンドの利用時間の変更並びに夜間照明施設の利用期間、利用時間及び使用料の規定の削除

楠本グラウンドの利用時間を「午前 8 時 30 分～午後 10 時」から「午前 8 時 30 分～午後 5 時」に変更するとともに、当該グラウンドの夜間照明施設の利用期間、利用時間及び使用料の規定を削除する（別表第 2 及び別表第 3 改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：体育保健課)

議案第 153 号

さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について

(議案書 59 ページ)

さいき元気っ子クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 154 号

にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について

(議案書 60 ページ)

にじの丘児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 155 号

切畑児童クラブの指定管理者の指定について

(議案書 61 ページ)

切畑児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 156 号

なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について

(議案書 62 ページ)

なおかわ児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 157 号

めだか児童クラブの指定管理者の指定について

(議案書 63 ページ)

めだか児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

専決処分の報告

報告第 30 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 65 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 5 年 10 月 11 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市鶴見大字吹浦 155 番地先の市道地下後源五郎谷線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：
- (3) 事件の概要：令和 5 年 9 月 1 日午前 7 時 50 分頃、佐伯市鶴見大字吹浦 155 番地先の市道地下後源五郎谷線において、相手方が所有する自動車を走行させていた際、側溝のグレーチング不良が原因で、当該自動車の左側後方部を損傷した。
- (4) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠償金額：450,000 円 (保険適用範囲内)
上記金額の内訳 車両修理費 450,000 円
(担当課：用地・管理課)